

# 『G A ちば・花緑の会』 規約

(名 称)

第1条 本会は『G A ちば・花緑の会』と称する。

(目 的)

第2条 本会は会員相互の情報交換、研修等の場を設け、会員の資質の向上を図るとともに活動の場を広げ、花と緑を通して潤いのある地域社会の発展の為に寄与することを目的とする。

(事務所)

第3条 本会の事務所は次の場所に置く。

住所：千葉県船橋市三山 2-11-8 大矢宅 内

(会 員)

第4条 本会の会員は、正会員、賛助会員とする。

- (1) 正会員 社団法人日本家庭園芸普及協会のグリーンアドバイザー登録者
- (2) 賛助会員 本会の主旨に賛同する (1) 以外の者及び法人、またはそれに準じる団体

(権利・義務)

第5条 本会の会員は、会の運営及び目的に沿った諸活動に平等に参加する権利を有するとともに、本会の定めた規約に従い、また会の健全で楽しめる活動及び運営に協力する義務を負う。

(入 会)

第6条 本会に入会しようとする者は、年会費を払い込み入会の届出をもって会員となる。

(退 会)

第7条 退会しようとする会員は、退会の届出をもって退会することが出来る。また、次の場合も退会したものとみなす。

- (1) 会員として不相当と認められ、総会において除名の決議がされた場合。
  - (2) 申し出がない場合でも、会費を納入しないで1年以上経過した場合。
- いずれの場合も、納入された入会金、会費の返戻はしないものとする。

(活 動)

第8条 本会は目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 会員の資質を向上するための活動。
- (2) 会員が活動するために必要な情報や活動の場などの提供。
- (3) 会員の自主的な活動を奨励し、支援する活動。
- (4) 会員相互の親睦を図る活動。
- (5) (社) 日本家庭園芸普及協会及びその他のG Aの会との積極的な交流を図

る活動。

(6) 本会の目的に賛同する園芸愛好家や花と緑に関する団体などをグリーンアドバイザー登録者を問わず活動の連携を呼びかける活動。

(7) その他本会の目的達成に必要な活動。

(経 費)

第9条 本会の運営経費は、入会金、会費、寄付金及び活動等からの収益金をもって充てる。

(1) 入会金 新規入会時 2000 円

(2) 会 費 正 会 員 年 額 3000 円  
(但し家族会員 2 人目からは年額 2000 円)

賛助会員 (個人) 年 額 3000 円

賛助会員 (法人) 年 額 5000 円

(役 員)

第10条 本会には、総会において正会員及び賛助会員 (個人) の中から選任し、次の役員を置き、任期は2年とし再任を妨げない。ただし、補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(1) 役員 会員数の2割以内

(2) 監事 2名以内

役員のうち1名を会長、2名以内を副会長、2名以内を会計とし、必要に応じて専任役員を設けることが出来る。但し、会長、副会長は正会員の中から選出する。

(会 議)

第11条 本会は円滑に活動を行うため、次の会議を開催する。

(1) 総会 本会の重要事項の意思決定機関として会員で構成し、年1回開催する通常総会と役員が決議にもとづき開催する臨時総会とする。

(2) 役員会 ①役員で構成し、随時開催する。活動計画の策定や会の運営、各種活動の運営に係る事項の決定を行う。

②役員互選により会長、副会長、会計、専任役員を選任を行う。

(総 会)

第12条 通常総会は事業年度が終了後、会長が招集して開催し、次のことを協議し、参加正会員の過半数を得て議決する。

(1) 年間活動報告及び活動計画、会計に関する事項

(2) 役員を選任

(3) 規約の改廃

(4) 会員の除名に関する事項

(5) その他必要事項

(事業年度)

第13条 本会の事業年度は1月1日から12月31日までとする。

付則 この規約は設立日の平成18年6月14日から施行する。  
ただし、設立初年度の事業年度は平成18年10月7日から平成19年12月31日までとする。

平成21年1月31日改定

平成25年2月9日改訂

平成27年2月14日改訂